

再生可能エネルギーの地域との共生について

2025年12月26日
資源エネルギー庁

1. 再生可能エネルギー発電事業の事業規律について

- 今後の再エネの導入拡大にあたっては、地域との共生が図られることが大前提であり、極めて重要である。第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）においても、「再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要」とされている。
- 再エネ発電事業の実施に当たっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など様々な公益との調整を行う必要があり、これらは関係法令によって規定されている。
- また、自治体においても、適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、地域と共生した形での再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が増加（※）している。
(※) 2024年度末時点で323の自治体で制定済み。9年間で13倍に増加。
- 資源エネルギー庁として、こうした関係法令を所管する関係省庁や自治体とも協力しながら、対応を行ってきてている。特に、今後、FIT/FIP制度による支援によらない太陽光発電の導入が見込まれるところ、FIT/FIP制度によらない導入を含め、地域との共生を確保していくことが重要である。こうした点を踏まえ、具体的な事項について、次回以降の本小委員会において御議論いただきたい。

＜検討事項例＞

- 関係法令を所管する関係省庁との連携のより一層の強化、枠組み構築
- 地域の実情に応じた再エネの地域共生を図る取組（自治体による再エネ条例の制定等）への更なる支援
- 業界団体における自主的な取組の促進 等

太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議

- 太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、新エネルギー政策を所管する資源エネルギー庁、環境政策を所管する環境省、そして、太陽光発電事業の実施に当たって様々な公益との調整を行う各種の関係法令を所管する関係省庁との間で、緊密な連携を図り、脱炭素政策に必要な対応を検討するため、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を設置。
- 参加省庁：経済産業省、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、総務省

第1回（9月24日）の開催概要

- 依然として太陽光発電事業について地域との共生上の課題が生じている事例がみられている中で、引き続き、関係省庁間の連携を強化し、適切に対応していくことが必要である点を確認。
- 太陽光発電事業に係る現状や課題を踏まえ、各省庁において、改めて、必要な対応について検討いただくとともに、次回以降の本連絡会議において各省庁よりご報告いただくこととした。

第2回（10月29日）の開催概要

- 関係省庁から、現在の検討状況について報告あり。
- 全国的な太陽光発電事業に係る課題に関し、各種の具体事例に照らし、関係法令がどのように適用され、対応がなされるのかを整理し、当該対応により、様々な公益との調整が効果的・実効的に図られるかについて、更に検証する必要性を確認。

第3回（12月22日書面開催）の開催概要

- 「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ（案）」を議論し、連絡会議としてこれを了承。

大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議

- **12月23日**に、大規模太陽光発電事業が地域と共生したより望ましいものとなるよう、政府としての対策を検討することを目的として、**大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議を開催**。
- 本閣僚会議において、「**大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ**」を決定。

出席者

内閣官房長官 木原 稔（議長）
経済産業大臣 赤澤 亮正
環境大臣 石原 宏高
総務大臣 林 芳正
農林水産大臣 鈴木 憲和
国土交通大臣 金子 恭之
文部科学副大臣 小林 茂樹（代理出席）
内閣官房副長官 尾崎 正直
内閣官房副長官 佐藤 啓
内閣官房副長官 露木 康浩
内閣官房副長官補 阪田 渉
内閣広報官 小林 麻紀
資源エネルギー庁長官 村瀬 佳史
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長 小林 大和
環境省総合環境政策統括官 白石 隆夫
環境省地域脱炭素推進審議官 中尾 豊

会議の様子



我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与える開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

②安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

③景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

2. 地域の取組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

関係法令	対応方針	今後の事業に対する規制の実効性	実施予定期
自然環境	環境影響評価法 ・電気事業法 (環境省・ 経済産業省)	環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化に向けた検討	・環境影響評価対象の拡大を通じた事業の環境配慮の促進 ・環境アセス評価、工事計画届出、運用の各段階において実効性強化 次期通常国会中に検討結果を取りまとめた後、環境影響評価法施行令等を改正予定
	種の保存法 (環境省)	法改正の要否も含めて検討	保護区設定の促進及び希少種保全に影響を与える開発行為一般に対する適切な措置の要請(検討中)等により、希少種の保全上重要な生息・生育地における開発を適切に規制 令和8年夏頃の検討会取りまとめ結果を踏まえ、必要な制度改正を実施予定
	文化財保護法 (文部科学省)	市町村への事務連絡を発出	市町村から事業者に対し適切に助言を行うことにより、影響の確認が不十分なまま、天然記念物の滅失・き損につながる開発を適切に規制 令和7年度中に実施予定
	自然公園法 (環境省)	釧路湿原国立公園の区域拡張	湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について公園区域を拡張し、公園区域内の開発を適切に規制 令和8年度中に区域拡張を目指す
安全	森林法 (農林水産省)	許可条件違反に対する罰則、命令違反者の公表を規定(新設)する改正森林法の施行	・事業者に対して林地開発許可時に付した条件を厳格に履行させることより、森林の有する災害の防止等の公益的機能を阻害しないよう、開発を適切に規制 ・違反状態の土地である旨を周知することにより、土地転売による責任回避を抑止 令和8年4月施行予定
	電気事業法 (経済産業省)	太陽電池発電設備の構造安全性の確認制度の強化の検討	太陽電池発電設備の構造安全性が確保され、当該設備の崩落・飛散などにつながるおそれのある開発を適切に規制 令和8年通常国会での法案提出を目指す
景観	景観法 (国土交通省・ 農林水産省・環境省)	・景観法運用指針の改正 ・景観法活用マニュアルの作成・公表	守るべき景観を有する各自治体が、明確な景観形成基準を設けた景観計画を策定し、事業者に対し、当該基準に適合しない設置行為を適切に規制 令和8年春頃までに実施予定
その他	再エネ特措法 (経済産業省)	関係法令違反へのFIT/FIP交付金一時停止・認定取消し(執行体制の強化)	執行体制を強化し、法令違反を改善せずに放置するFIT/FIP事業者には認定を取り消し、違反時点から交付金の返還を求め、関係法令違反に厳格に対応 引き続き実施

(参考) 環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化に向けた検討

＜太陽光発電事業の環境影響評価について＞

- 環境影響評価とは、事業者自らが、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための手続。太陽光発電事業については、事業者に、環境影響評価法・電気事業法に基づく評価の実施を求めるとともに、電気事業法の工事計画届出等を通じて、評価に沿った工事・事業の実施を求めている。
- 環境影響評価法は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象。
- 法対象とならない規模の事業は、環境影響評価条例の対象とすることで、法と条例の役割分担の下、国と地方公共団体が一体となって対応。

＜太陽光発電事業の環境影響評価法対象規模（令和2年4月から対象）＞

第1種事業（環境影響評価必須）：4万kW以上

第2種事業（事業ごとに環境影響評価の必要を判断）：3万kW以上 4万kW未満

※ 法対象未満の規模の事業について、地方公共団体の判断で、条例の対象に。

➡ 環境影響評価対象の見直し及び実効性強化に向けた検討を行う

＜検討の論点＞

- ✓ 太陽光発電事業に係る第1種事業・第2種事業の規模の見直し
- ✓ 第2種事業の環境影響評価の要・不要を判断する基準の明確化
- ✓ 環境影響評価に関する審査の厳格化や指導の徹底 等

（検討に当たっての留意事項）

- ・他の法対象の面的開発事業との整合性、太陽光発電事業を引き下げる必要性の整理が必要
- ・地方公共団体との丁寧な調整が必要
- ・現行制度からの円滑な移行のため、一定の周知期間が必要

→ 2026年通常国会中に検討結果取りまとめ。取りまとめ後、政令等の改正を予定。

(参考) 種の保存法における対応

＜種の保存法の在り方検討会の設置＞

内容

- ・種の保存法の前回改正から5年が経過したことを見て、R5～R7年度前半までに行った「法律の施行状況評価」の結果を踏まえ、今後の課題解決の方向性をより詳細に検討する「在り方検討会」を、10月に設置。
- ・検討会では、希少種の生息・生育地の保全と再生可能エネルギーの導入をめぐる課題についても、論点の一つとして検討。

スケジュール

R7.10.14 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会(第1回)
以降、来年度前半にかけて計5回程度開催予定

R8年夏頃 報告書の取りまとめ
⇒ 検討会の取りまとめ結果を踏まえ、必要に応じて制度改正を検討

(参考) 文化財保護法における対応

- 釧路市における事案では、メガソーラーの開発を行っている事業者（株）日本エコロジーが、市で文化財の保護の事務を担当している釧路市博物館に対し、文化財保護法に関する相談をしていたが、市として開発行為がタンチョウやオジロワシに与える影響について確認できないまま、工事が着工された。
- 一般的に、天然記念物が生息する地域における工事等については、事業者が事前に地元自治体に相談し、影響の確認の考え方等について助言を受けたうえで、天然記念物の滅失やき損につながらないことが確認できた状態で実施されるべき。
- 工事等の影響の確認が不十分なまま実施され、天然記念物の滅失やき損に至る事案を未然に防ぐため、自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知することを検討。
- 市長村から事業者に対し適切に助言を行うことにより、影響の確認が不十分なまま、天然記念物の滅失・き損につながる開発を適切に規制。

自治体

相談時の助言内容

- ✓ 事業地周辺に天然記念物が生息しているか？
 - ✓ 工事等に伴い直接天然記念物に接触するか？
 - ✓ 騒音や振動など、間接的に影響し得るか？
- 等

- ✓ 工事等を行う時期における天然記念物の行動様態はどうか？（繁殖期かなど）
 - ✓ 現地環境の特殊性を踏まえて確認したか？
- 等

助言

文化庁で助言の際の留意事項を整理し周知



自治体

- ✓ 事業地周辺に天然記念物が生息しているか？
- ✓ 工事等に伴い直接天然記念物に接触するか？
- ✓ 騒音や振動など、間接的に影響し得るか？

- ✓ 工事等を行う時期における天然記念物の行動様態はどうか？（繁殖期かなど）
 - ✓ 現地環境の特殊性を踏まえて確認したか？
- 等

助言

必要事項を丁寧に伝達

事業者

助言を踏まえた専門家への意見聴取等

助言の際に明確に伝えなかった観点で、確認に不備が生じるおそれ
Ex. 繁殖期に工事をするのに繁殖期の状況を確認していない等



助言を踏まえた専門家への意見聴取等



(参考) 森林法における対応

森林法による林地開発許可制度の実効性の強化



▶ 本年5月に**森林法を改正**し、**林地開発許可制度の実効性を強化**

新たに森林法に規定する事項

許可条件違反に対する罰則を新設
(3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)

都道府県知事が、開発行為の中止・復旧命令に従わない者を公表可能とする仕組みを**新設**

(規制の実効性)

林地開発許可時に付した条件を厳格に履行させることにより、森林の有する災害の防止等の公益的機能を阻害しないよう、開発を適切に規制

(規制の実効性)

違反状態の土地である旨を周知することにより、土地転売による責任回避を抑止

令和8年4月：

- 改正森林法の施行
- 運用通知の適用

4-2. 太陽電池発電設備の構造安全性の確認制度の強化

- 現行制度では、太陽電池発電設備の安全に関する技術基準への適合性について、出力の大きい設備は工事前に国が審査、出力が小さい設備は設置者が自ら確認。
- 設計不備による事故を防止し、安全性を更に向上させる観点から、太陽電池発電設備について、土木建築の専門性を有する第三者機関が、工事前に構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを設ける。

※多数の太陽電池発電設備が新設されていることを踏まえ、導入が円滑に進められるよう、第三者機関の確認に加えて、適切な構造安全性を有する設備に関する民間認証制度や規格を活用した標準化などの環境整備も併せて図る。

※なお、既設の設備であっても、リパワリングなどに当たって、構造安全性に影響を及ぼす設備変更を行う場合は、安全確保のため、これらの措置の対象とする。

太陽電池発電設備に関する新たな規制体系のイメージ

※赤字が改正部分

		工事	使用開始
2000kW以上	技術基準適合維持義務 ※ 支持物の構造等に関する基準を含む	保安規程届出/遵守 保安体制点検方法等 主任技術者選任/届出 資格者による監督 適合性確認 第三者機関による確認 (※) 工事計画届出 確認結果添付 使用前自主検査 技術基準適合性を自ら検査	※赤字が改正部分
2000kW未満 10kW以上	保安体制・点検方法等	保安規程届出/遵守 (50kW以上) or 基礎情報届出 (50kW未満) 主任技術者選任/届出 (50kW以上) 資格者による監督 適合性確認 確認結果提出 第三者機関による確認 (※)	使用前自己確認/結果届出 技術基準適合性を自ら確認

(※) 併せて民間認証制度や規格を活用した標準化等も図る。

(参考) 景観法における対応

- 景観法は届出・勧告等を通じた行為の制限により良好な景観の保全を図る制度。
- 景観の保全については、自治体※が景観計画に明確な景観形成基準を策定することで、メガソーラー設置に一定の制限ができるることを確認。
※景観行政団体(都道府県、政令市、中核市、その他都道府県と協議を経た市町村)
- 今後、景観法のより有効な活用を促すため、運用指針改正等を予定。

国での
対応

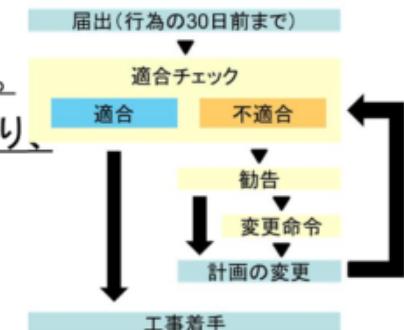
- ✓ 自治体に対して景観法運用指針(技術的助言)を発出。また、「景観計画策定・改定の手引き」や事例集等を作成し、HPや全都道府県を対象にしたセミナー等で周知。加えて、個別相談等の支援を実施。

自治体で
の対応

- ✓ 他地域の事例も参考に、自治体が、景観法に基づく景観計画を策定し、メガソーラーの設置に係る明確な景観形成基準を定め、届出・勧告等の制限を適切に運用。
(景観形成基準の例)
「太陽光パネルは原則として眺望地点から見えないようにし、やむを得ず見える位置に設置する場合は、植栽に努める」

法規制に
による効果
等

- ✓ 自治体が景観計画で規定した場合、メガソーラーを設置する事業者は届出が必要。
- ✓ 届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者は、30万円以下の罰金。
- ✓ 設置するメガソーラーが景観形成基準に適合しない場合、以下により、
設置抑止につなげることが可能。
 - ①高さ等については設計の変更等の必要な措置をとるよう勧告
 - ②形態意匠(色彩・形状・材質等)については、条例に規定することで、
設計の変更等の必要な措置をとるよう命令
- ✓ 景観地区を定め、条例に規定することで、伐採や土地の形質変更等を許可制とすることが可能。



2. 地域の取組との連携強化

- 国と地方の適切な役割分担のもと、各種の法的規制に基づく事務が実効的かつ円滑に行われ、地域の実情に応じた規制がなされるよう、国と自治体との連携枠組みを構築する。
- 現状、FIT/FIP事業を対象としている「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」について、非FIT/非FIP事業も通報対象に追加することで、我が国の太陽光発電全体において、各関係法令が確実に遵守される体制（＝「全省庁横断再エネ事業監視体制」）を構築する。

国と自治体との連携枠組みの構築

- 太陽光発電事業への適切な法的規制の実行にあたって、国と地方自治体との緊密な連携を図る観点から、新たな連携枠組みを構築する。
- 連携枠組みの中では、例えば、今回講じる関係法令における追加的な対応について情報提供を行い、各自治体において適切な規制等がなされる環境整備を目指す。

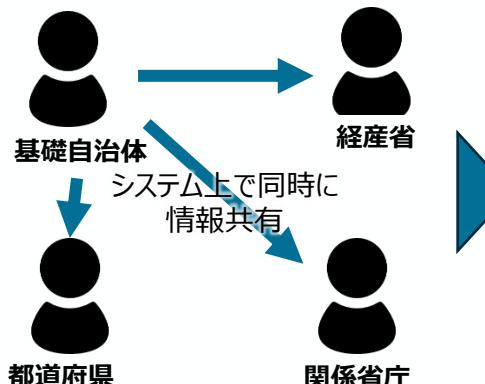
（情報提供例）

- ◆ 景観法運用指針の改正、景観法活用マニュアル
- ◆ 文化財保護法に基づく事務連絡
- ◆ 「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」の非FIT/非FIP事業への通報対象拡大
- ◆ 自治体における先進的取組（条例や法定外目的税など）

全省庁横断再エネ事業監視体制

- 「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」について、非FIT/非FIP事業も通報対象に追加。我が国の太陽光発電全体において、各関係法令が確実に遵守される体制を構築。

関係法令違反通報システム



再エネGメン

不適切案件の現地調査を実施



3. 地域共生型への重点化：今後の支援のあり方

第77回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク
小委員会（2025年11月12日）資料1より抜粋

本日御議論いただきたい事項①

＜再生可能エネルギーの政策的位置づけ＞

- 我が国は、すぐに使える資源が乏しく、エネルギー供給の多くを化石燃料の輸入に依存することによる価格変動リスクや国富流出といった課題を抱えている。
- さらに、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況。
- こうした中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、引き続き、再エネの主力電源化を徹底し、地域共生や国民負担の抑制を図りながら、最大限の導入を図る必要がある。

＜再生可能エネルギーの主力電源化＞

- ここで、再エネの「主力電源化」とは、発電量において再エネが電源構成の相当割合を占めることのみを目指すものではなく、FIT/FIP制度等の政策支援から自立して導入が進むようになるとともに、一般的の発電事業と同様、発電計画を策定し、電力市場の需給（価格シグナル）に応じた供給を行う電源となるなど、量のみならず、質においても、再エネ電源が高度に進化していくことを目指すもの。こうした課題意識のもと、本小委員会では、昨年11月に「再エネ主力電源化アクションプラン」をとりまとめたところ。
- また、本年10月24日の調達価格等算定委員会（第105回）では、FIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを目指していくことがFIT/FIP制度の前提であることを再確認するとともに、自立化に向けた進歩を踏まえた支援のあり方や、足下のコストデータが上昇している電源も現れている状況を踏まえたFIT/FIP制度における価格設定のあり方について、議論が行われた。

3. 地域共生型への重点化：今後の支援のあり方

第77回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク
小委員会（2025年11月12日）資料1より抜粋

本日御議論いただきたい事項②

＜今後の支援のあり方に関する論点＞

- 前ページのとおり、再エネの「主力電源化」とは、FIT/FIP制度等の政策支援から自立して導入が進むようになる等、量のみならず、質においても、再エネ電源が高度に進化していくことを目指すものであり、将来的にFIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを目指すこと、すなわち自立化の進捗を踏まえた電源ごとのFIT/FIP制度における支援のあり方についても検討を行ってきたところ。
- 特に、FIT/FIP制度における支援対象区分に関する論点は、再エネ特措法第二条の二及び第三条に基づく意見聴取事項として調達価格等算定委員会において審議が行われているところであるが、再エネの主力電源化について電源横断的に御審議いただく本小委員会においても、各電源における自立化に向けた進捗や技術動向等を踏まえた今後の支援のあり方について御議論いただきたい。
- なお、こうした自立化に向けた進捗に加え、再エネ導入拡大と国民負担抑制のバランスを踏まえた支援の方向性として、ペロブスカイト太陽電池等の新技術への支援を含め、今後の再エネ政策における支援の是非や重点化についても御議論いただきたい。

＜再エネ主力電源化アクションプランのフォローアップ＞

- FIP制度の更なる活用促進に向けた「再エネ主力電源化アクションプラン」の進捗状況を踏まえ、今後の政策の在り方について幅広く御議論いただきたい。

(※) なお、「再エネ主力電源化アクションプラン」のうち、長期安定電源化に関する関連プレイヤーの取組の進捗状況については、今後の本小委員会において、別途取り扱うこととしたい。

3. 地域共生型への重点化：今後の支援のあり方

第109回 調達価格等算定委員会（2025年12月16日）
資料4より抜粋

事業用太陽光発電（地上設置）に係る2027年度以降の取扱い（案） 12

＜事業用太陽光発電（地上設置）に係る2027年度以降の取扱いについて＞

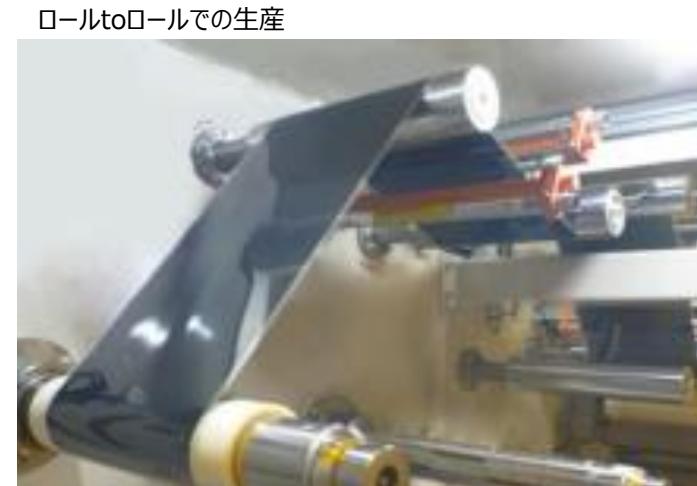
- 太陽光発電については、調達価格/基準価格が卸電力取引市場価格を下回るなど、着実なコスト低減が実現されており、既にFIT/FIPによらない案件の形成も見られている等、FIT/FIP制度からの自立の時期が到来しつつある。特に、大規模な事業用太陽光については、入札件数の減少やPPA等を活用した卸電力取引市場価格を大幅に下回る価格での入札も生じていることが確認されている。
- 11月12日に開催された再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においても、電源横断的に再エネ政策について審議する観点から、①各電源における自立化に向けた進捗や技術動向等を踏まえた今後の支援のあり方、②再エネ導入拡大と国民負担抑制のバランスを踏まえた支援の方向性として、ペロブスカイト太陽電池等の新技術への支援を含め、今後の再エネ政策における支援の是非や重点化について議論が行われ、太陽光発電における地域共生上の課題や地域への裨益等の電源の持つ特性を踏まえ、今後はメリハリのある支援、具体的には屋根設置等の地域共生が図られている太陽光発電への積極的な支援を実施していくことの必要性や再エネ導入促進と国民負担の抑制の両立という政策目標を踏まえた価格設定を行う必要性などが指摘された。
- 再エネ特措法に基づく調達価格/基準価格の算定にあたっては、同法第2条の3第2項又は第3条第5項の規定に基づき、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、適正な利潤及びその他の事情を勘案して定めることとされている。この点について、上記にて指摘をされている太陽光発電における課題や特性を踏まえた支援策の重点化の方向性等は、「その他の事情」として勘案する必要がある。
- 以上を踏まえ、2027年度以降の事業用太陽光発電（地上設置）の取扱いとして、技術の進展状況を考慮した際にFIT/FIP制度からの自立の時期が到来しつつある状況や、太陽光発電に係る課題や特性を踏まえた支援策の重点化の方向性を勘案した上で、支援の必要性について検討を行うこととし、次回以降の本委員会において、最新のコストデータを踏まえて方針を議論することとしてはどうか。併せて、地域共生が図られた形で導入がされる太陽光発電への支援の重点化についても検討することとしてはどうか。

3. 地域共生型への重点化：ペロブスカイトの生産体制整備

- 2030年を待たずにGW級の生産体制を構築するべく、GXサプライチェーン構築支援事業にて、フィルム型ペロブスカイト太陽電池、レーザー加工装置を対象とし、2024年末に積水化学工業を採択。
- 積水化学工業では、新会社を設立の上で、5年間で3145億円の投資を行い、GW級のライン構築を目指していく。大阪府堺市にて、2027年度には、100MW級の製造ラインが稼働予定。

〈積水化学工業〉

シャープ堺本社工場を譲り受け、100MWの生産ライン新設を決定。
2030年まで追加投資を行いGW級のライン構築を目指す。



出所：積水化学工業HP

3. 地域共生型への重点化：GI基金での採択事業者

- 2025年4月より公募を行った実証事業では、エネコートテクノロジーズ、パナソニック ホールディングス、リコーの3社を採択。3社は、2030年度に年間製造能力300MW（ガラス型の建材一体型は200MW）以上の量産体制の構築を進める事業構想を有している。
- 2024年9月に採択された積水化学工業に加えて、各社の独自技術を活かして、2030年に14円/kWhを可能とする技術の確立を目指していく。



出典：(株)エネコートテクノロジーズ提供資料

エネコートテクノロジーズ

設置自由度の高いペロブスカイト太陽電池の社会実装に向けた量産技術開発と実証
多様なプレイヤーとの実証・研究開発を通して、フィルム型ペロブスカイト太陽電池の量産化・低コスト化を目指す。
委託先：日揮、KDDI、豊田合成、YKK AP、京都大学、青山学院大学（設置施工・研究開発等）
協力先（※助成を受けない）：トヨタ自動車、INPEX、サンケイビル、MOL PLUS(商船三井CVC)



出典：パナソニック HD(株)HP

パナソニック ホールディングス

ガラス型ペロブスカイト太陽電池の量産技術開発とフィールド実証
意匠性・性能を兼ね備えた**建材一体型**のガラス型ペロブスカイト太陽電池の開発・実証
連携先：後日パナソニック ホールディングス株式会社より公開予定



出典：(株)リコー提供資料

リコー

インクジェット印刷ペロブスカイト太陽電池生産技術開発および社会実装に向けた設置施工技術・電装技術開発

有機半導体技術とインクジェット技術を応用し、全機能層インクジェット印刷によるロール・トゥ・ロールでのペロブスカイト太陽電池の製造
連携先：大和ハウス工業株式会社（施工技術開発）
NTTアノードエナジー株式会社（電装設計技術開発）

3. 地域共生型への重点化：ペロブスカイト導入の取組

- ペロブスカイト太陽電池の導入支援を本年9月4日から開始。これを受け、官民協議会に参加する自治体（全172自治体）や民間企業において導入の動きを具体化させていく。
- 東京都でも、2040年に約2GWの導入目標に向けたロードマップを策定し、独自の支援策を今年度から実施する予定。他の大都市における横展開を促していく。

大阪府

- 万博会場のバスターミナルに世界最大級のペロブスカイト（約250m）を設置。
- 今後の生産拠点を抱える堺市では、ペロブスカイト太陽電池の工場を対象とした税制優遇措置を実施

福岡県福岡市

- みずほPayPayドーム福岡への設置
- 民間事業者への導入補助を措置
- 軽量性を活かした実証を開始



みずほPayPayドーム
写真提供：福岡市

● GW級導入目標や大規模実証などを行う自治体（5自治体）

● 次世代型太陽電池の導入に関する支援制度・取組を行う自治体（20自治体）

（2025年5月時点）

福島県

- ヴィレッジ、あづま総合運動公園、県立博物館の県内3カ所で実証を開始



○ヴィレッジでの実証（福島県猪苗代町）

東京都

- 都内導入目標を公表
 - ・2035年：約1GW
 - ・2040年：約2GW
- 民間事業者への導入支援（10/10補助）を実施予定



内幸町一丁目街区南地区第一種市街地
再開発事業完成イメージ

愛知県

- 愛知県、アイシン、トヨタ等からなる「あいちPSC推進協議会」を設立
- ペロブスカイト太陽電池の導入目標量を検討

參考資料

1. 再生可能エネルギー発電事業の事業規律について (FIT/FIP制度)

- FIT/FIP制度においては、地域と共生した再エネ導入を図るために、当該制度の認定要件として、関係法令の遵守を求めており、他、周辺地域の住民への説明会の開催等を求めており、
- また、不適切案件に対する現地調査により、関係法令違反や認定要件違反が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、違反事案に対しては、改善命令や認定の取消しに加え、交付金の一時停止措置を新設する等、再エネ発電事業に対する規律の強化を行っている。
- 資源エネルギー庁として、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に向け、引き続き厳格に対応していく。

2024年度に講じた主な事業規律強化施策の実施状況

不適切案件の現地調査

約**1,300**件の現地調査を実施
→ うち、約**1,000**件の不適切事案に対して行政指導を実施

交付金の一時停止措置

2025年5月までに、**379**件の違反事案に対して一時停止措置を実施
→ うち、**4**件は違反状態の解消を確認
→ うち、**314**件は事業の実施を断念し、廃止手続等により認定が失効

説明会事前周知措置

2024年12月末までにシステム登録されたものは約**6,700**件
→ 全申請案件を厳格に審査。要件を満たさないものは認定をせず、説明会等の再実施を求めており、
自治体からは、「住民からの苦情の減少や円滑なコミュニケーションの推進に寄与」との声あり。

(参考) 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (2024年再エネ特措法改正等)

<地域でトラブルを抱える例>

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



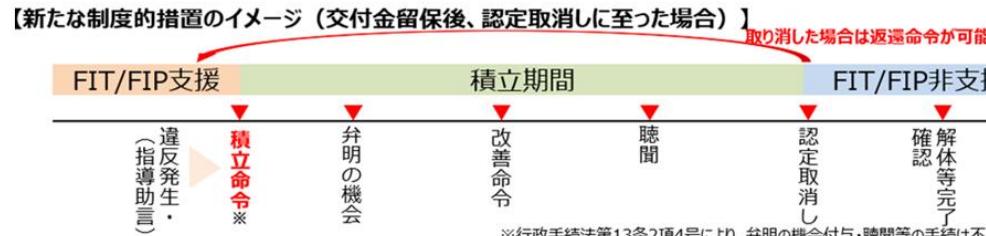
第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2025年6月3日) 資料1より抜粋

①許認可の認定申請要件化

- 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関する許認可について、**許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。**

②違反防止・早期解消

- 違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合に**FIT/FIP交付金を留保する措置**といった**再エネ特措法における新たな仕組み**を導入。認定取消しの際の**徴収規定の創設**。
- これまでに**森林法、農地法、盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計379件）**に対して、一時停止措置を講じた。森林法違反の4件については違反状態が解消されたことが確認できたため、措置を解除。



※直近では、本年5月に、大規模事業を含む森林法違反の太陽光発電事業（9件）に対する交付金の一時停止措置を実施。

③廃棄等費用への対応

- 2022年7月から**廃棄等費用の外部積立て**を開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。
- 2030年代半ば以降に想定される**使用済太陽光パネル発生量ピーク**に計画的に対応するため**パネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する**等の対応を実施。使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、**リユース、リサイクル**及び**最終処分**を確実に実施するための制度検討を連携して進めていく。

④住民との丁寧なコミュニケーション

- 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など**周辺地域への事前周知の要件化**（事業譲渡の際の**変更認定申請の場合も同様**）。事前周知がない場合には認定を認めない。

(参考) 公益との調整を行う関係法令

- **FIT/FIP制度によらない太陽光発電事業**を含め、発電事業の実施に当たっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など、様々な公益との調整を行う各種の関係法令に服する。

様々な公益との調整を行う関係法令（一例）

■ 土地造成の安全性確保（国土交通省、農林水産省など）

- ・森林法に基づく林地開発許可
- ・盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可
- ・砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可
- ・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可
- ・急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 等

■ 生活環境の保全（環境省）

- ・環境基本法に定める騒音、水質汚濁等の各種環境基準への適合 等

■ 自然環境・景観の保全（環境省、経済産業省、国土交通省、文部科学省など）

- ・環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続
- ・自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可
- ・景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出
- ・文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可
- ・種の保存法に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可
- ・鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可 等

■ 電気設備の安全性確保（経済産業省）

- ・電気事業法に基づく工事計画・保安規程の届出、使用前安全管理審査申請書の提出、使用前自己確認の届出 等

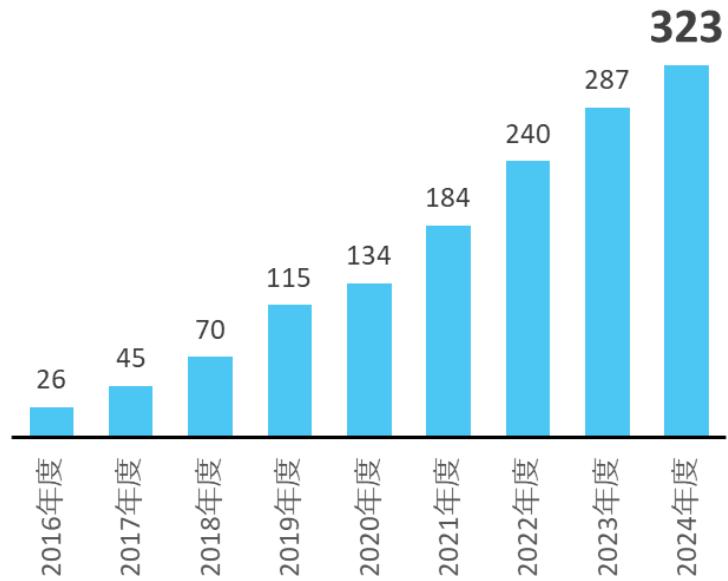
■ 適正な土地利用の確保（国土交通省、農林水産省、環境省など）

- ・農地法に基づく農地転用許可、農振法に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続
- ・都市計画法に基づく開発許可
- ・地球温暖化対策推進法に基づく促進区域制度 等

(参考) 各自治体における条例策定とFIT/FIP交付金一時停止との連携

- 適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、各自治体において、地域ごとの実情に応じ、地域と共生した形での再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が相次いでいる。
- 政府としても、全国の自治体を対象とした連絡会等を開催するなど、自治体との連携を強化し、各自治体における再エネ条例の制定を支援している。
- また、行政処分・罰則による担保が措置されている条例の違反に対して、自治体において書面指導等が講じられている場合には、FIT/FIP交付金一時停止措置の対象となる。登別市では、2025年6月1日、国と密に連携し、違反発生時にFIT/FIP交付金一時停止の対象となり得る再エネ条例を施行した。

再エネ条例は近年増加（再エネ条例制定件数推移）



○登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例 (公布日：2025年3月27日、施行日：2025年6月1日)

- ・**禁止区域**：発電事業を禁止する区域（関係法令に適合している場合を除く）
- ・**抑制区域**：発電事業の抑制が必要な地域を抑制区域として指定
- ・**事業計画の届出**：着工60日前までに事業計画の届出が必要
- ・**周辺関係者への説明**：周辺関係者に対し説明会等を開催
- ・**標識の掲示**：設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示
- ・**立入調査等**：事業区域に立ち入り、必要な調査ができる
- ・**指導、助言及び勧告**：指導、助言及び勧告を行うことができる
- ・**命令**：違反等の場合に必要な措置を講じるよう命令することができる
- ・**公表**：命令に従わない場合、公表することができる
- ・**罰則**：命令に従わない場合、5万円以下の過料に処する

(参考) 説明会等による周辺住民への事前周知のFIT/FIP認定要件化

- 2024年4月以降、FIT/FIP制度の認定要件として、再エネ発電事業の内容について、周辺地域の住民に対し、説明会等による事前周知を求めている。
- 具体的には、①事業計画の内容、②関係法令遵守状況、③土地権原取得状況、④事業に関する工事概要、⑤関係者情報、⑥事業の影響と予防措置（安全面、景観、自然環境・生活環境、廃棄等）の説明を求めている。
- 2024年12月末時点で資源エネルギー庁に登録された説明会等は約6700件（このうち、説明会が約3500件、ポスティング等の事前周知措置が約3200件）。自治体からは、再エネ特措法等による説明会等の要件化が、住民からの苦情の減少や円滑なコミュニケーションの推進に寄与しているとの声があった。

	住宅用太陽光 (※2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧（50kW未満） ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア（※1）外	事前周知を要件としない	事前周知を要件としない (努力義務として求める)	事前周知措置が必要 (※3、※4)	説明会の開催が必要 (※4)
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア（※1）内				

(※1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めるとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。

(※2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。

(※3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があり、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。

(※4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。（なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書（説明会概要報告書）を提出する等の所要の手続を行う必要がある。）